

～ 国際研修 ～

ミャンマー法整備支援プロジェクト第5回本邦研修

国際協力部教官

野 瀬 憲 範

第1 本邦研修の背景・目的等

1 研修の日程

平成27年(2015年)11月23日から12月4日まで¹, ミャンマー法整備支援プロジェクト(以下「本プロジェクト」という。)第5回本邦研修(以下「今次研修」という。)が行われた。

2 背景等

平成25年(2013年)11月から, ミャンマー連邦最高裁判所(以下「連邦最高裁判所」という。)及び同法務長官府(以下「連邦法務長官府」という。)を対象機関とし, ミャンマーの社会経済及び国際標準に適合した法の整備及び運用のための組織的・人的能力向上を通じて, ミャンマーにおける法の支配, 民主主義, 持続可能な経済成長を促進することを目的とした, 「ミャンマー法整備支援プロジェクト」²が開始され, 本プロジェクトは, ①ミャンマーが直面する喫緊の立法課題への対応能力の強化(立法起草・法案審査能力向上支援), ②両機関所属の裁判官及び検察官の人材育成の基盤整備を内容としている。

本プロジェクト開始後, これまでに4回の本邦研修を実施している。すなわち, 平成26年(2014年)5月には, ミャンマーの研修員に対し, 広く日本の司法制度を紹介し, 今後の活動計画を策定するための準備活動の一つとして, 第1回本邦研修を実施, 同年11月には, 「裁判官及び検察官の人材育成」に焦点を当てて第2回本邦研修を実施(上記②関連), 平成27年(2015年)3月には「立法起草・法案審査能力向上支援」(第3回本邦研修。上記①関連), 同年6月には「改正会社法案」(第4回本邦研修。上記①関連)にそれぞれ焦点を当てた研修を実施してきたところである。

3 今次研修の目的

- (1) 本プロジェクトの両輪(上記①及び②)のうち, 特に人材育成(上記②)については, 第2回本邦研修において御協力いただいた講師の方々や, 長期派

¹ 移動日を含まない。別添日程参照。

² プロジェクト期間は, 3年間。

専門家の尽力もあり、順調に推移しており、各実施機関との間で合意済みの平成27年度ワークプランにおいて、研修カリキュラムの作成・改訂、模擬裁判や事実認定演習などの導入及び定着、裁判手続等に関するフローチャートの作成、事例集の作成について議論をすることなどが内容として盛り込まれている。

また、連邦法務長官府では、研修を担当する専任講師を導入しようとしており、連邦最高裁判所においても、講師に対する研修について高い関心を有している。

このとおり、人材育成について各実施機関の関心は高いことから、今次研修では、主として人材育成に焦点を当て、これをより促進していくこととした。

- (2) また、ミャンマー科学技術省が所管する知的財産権法案が連邦議会に上程されており³、同法案成立後には、裁判官を含めた関係者が知的財産に係る紛争について携わることになるところ、ミャンマー側にはこれまで同種紛争解決に関与した経験がほとんどない。さらに、同法案には、知的財産裁判所創設が明記されていることもあり、ミャンマー側からこれらについても研修のテーマに加えてほしい旨の要望があったことから、知的財産関係の講義及び知的財産高等裁判所への訪問を実施することとした⁴。

第2 研修の概要

今次研修の概要は、大きく、(1)「事実認定演習・起案・講評」、「模擬講義」、「模擬裁判演習」など研修メソッドに関するもの、(2)司法研修所（一部）、裁判所職員総合研修所、東京地方裁判所等訪問を通じ、裁判官等に対する各研修の実情や継続教育（On the Job Training, 以下「OJT」という。）の実情を紹介するもの、(3)知的財産に関するもの、に分けられる。以下講義等のアウトラインについて簡単に記載する。

1 研修メソッドについて

(1) 「事実認定演習・起案・講評」

波床昌則弁護士（元裁判官）から、証拠の種類（直接証拠や間接証拠の種類別、供述証拠や非供述証拠の種別等）や事実認定の手法（直接証拠型や間接証

³ なお、ミャンマーにおける知的財産4法案（特許法（全98条）・意匠法（全75条）・商標法（全97条）・著作権法（全96条））は、第12次国会（本年1月～8月）において途中まで順調に審議が続けられていたが、ミャンマー国内の洪水の救済関連の影響もあり、審議未了のまま今次国会が閉会し、次の国会に持ち越しとなった。平成28年1月現在、未成立。

⁴ なお知的財産関係に主たる焦点を当て、次回本邦研修を実施予定（平成28年2月下旬開始予定）。

抛型等)について御講義をいただいた後、12名の研修生を4グループに分け、窃盗等被告事件、建造物侵入・窃盗被告事件の二つの事例について、演習を行った。前者の事案は「盗品の近接所持」が問題となる事案であり、後者の事案は、共犯者供述の信用性が問題となる事案であった。

こうした講義、演習の後に、放火等被告事件、殺人等被告事件の事例を題材に、研修生ごとに起案を行い、翻訳したペーパーに基づいて、起案講評を行っていただいた。

起案及び講評は、研修員の能力を試すためではなく、起案・講評という手法が、ミャンマーにおいて研修員自身が講師となって講義をする際に有効な手法であり、どのような点に着目して講評を行い、講義を進めていくのかを体験してもらうことに主眼があった。

(2) 「模擬講義」

中央大学法科大学院高橋直哉教授から、「模擬講義」と題して、御講義をいただいた。あまり聞き慣れない講義テーマであるが、本講義の構成は、各参加機関、長期派遣専門家、高橋教授が普段行ってる講義を再現し、全員で、形式面や内容面を含め評価シートを作成し、その後、高橋教授から、法科大学院において講義を行っていく上での事前準備の方法、講義を受けて生徒の反応を見てそれを次回の講義に反映させる方法などについて御講義をいただいた。

(3) 「模擬裁判」

法務省浦安総合センターにおいて、事前に準備したスクリプトを用いて模擬裁判を行った。模擬裁判は、日本の



波床弁護士（右）による講評



高橋教授（右）による模擬講義



模擬裁判（検察官役の朗読の様子）

手続に沿って行ったところ、その趣旨は、「模擬裁判という能動的な手法を用いれば、他国の制度でも頭に入り易い」ということを分かってもらい、暗記や座学が中心のミャンマーにおいても、模擬裁判の有効性について、部長クラスの研修員に（再）認識してもらうことに目的があった。

2 裁判所関係施設の訪問について

(1) 司法研修所，裁判所職員総合研修所訪問

司法研修所（一部），裁判所職員総合研修所を訪問し，上席教官，所付などから，施設概要のほか，司法研修所において実施されている裁判官の自己研鑽をサポートする目的の研修や，カリキュラムの策定のための準備，改訂の頻度などについて御講義いただいた。

(2) 東京地方裁判所訪問

これまで実施した全ての本邦研修において，研修員からは，日本の法廷を傍聴したいとの要望に接していた（あるいは傍聴できて良かったとの意見に接していた）ところ，今次研修においては，裁判官等の人材育成の在り方がテーマになったことから，裁判所におけるOJTについて知見を得てもらう一環として，裁判所を訪問させていただき，法廷傍聴をさせていただいた後，裁判官，主任書記官に意見交換に御対応いただいた。

3 知的財産関係の講義及び知的財産高等裁判所訪問について

(1) 知的財産高等裁判所への訪問の前提として，法務総合研究所総務企画部の間明教官（元知的財産高等裁判所裁判官）から知的財産権の概要について講義があり，その後，知的財産高等裁判所を訪問させていただいた。

(2) 知的財産高等裁判所では，裁判官室，書記官室，調査官室，法廷などの施設見学をさせていただいたほか，部総括裁判官を含め3名の裁判官に意見交換をしていただいた。研修員からは，どのようにして知的財産に関わる裁判官を選抜，養成するのかといった質問や，世界的に提起される訴訟（アップル対サムソンなど）において，他国の判断をどの程度参考にするのかといった活発な質問がなされた。

第3 おわりに

1 本研修最終日に行われた両機関からの発表に中でも触れられていたが，ミャンマーでは講師という立場になる研修員が，講義を行うに当たって事前に準備をし，講義における反応を次の講義にフィードバックさせることの重要性，いかにして相手に分かり易く物事を伝えるかの重要性について再認識する機会になったと考

えられる。

ややもすれば、他ドナーが実施する TOT (Training-of-Trainers) にフォーカスしたセミナーなどでは、大所高所からの一般論に終始することもあると思われるが、講師の先生方や裁判所等の御協力を得て、今次研修において、研修員が具体的なイメージを持つことができたのではないかと思われる。

両機関とも、今次研修の中で、特に、司法研修所等の訪問を通じ、専門的知識を持った外部講師を招くことの重要性を再認識し、今後の研修に積極的に取り入れたいとのことであり、こうした具体的な新しいトレーニングのイメージにつながったことは非常に有意義であったと思われる。

- 2 もとより、人材育成の分野については即時に効果が現れるものではなく、継続した刺激と知見の提供によって、これらを自家薬籠中の物とする必要があると考えられるところ、今後も、講師の先生方、裁判所をはじめとする関係機関の御協力を賜りながら、人材育成の分野について協力を推進していきたいと考えている。
- 3 最後に、御多忙の中、本研修で講義を引き受けていただいた講師の皆様、訪問を受けていただいた司法研修所、裁判所職員総合研修所、知的財産高等裁判所及び東京地方裁判所の皆様、長期派遣専門家をはじめとする関係者の皆様に、この場を借りて改めて御礼を申し上げたい。

以上

ミャンマー第5回本邦研修日程表

日	曜	10:00	12:30	14:00	17:00	
11	日	移動日				
11	月	10:00 【JICAブリーフィング】	11:00	13:00 【ICDオリエンテーション】	15:00 【発表】 研修の現状と課題	17:00
			TIC	赤れんが 共用会議室	赤れんが 共用会議室	
11	火	10:00 【講義等】 事実認定（証拠の評価等）についての演習・講義	12:30	14:00 【講義等】 事実認定（証拠の評価等）についての演習・講義	17:00	
		山本・波床法律事務所弁護士 波床昌則 赤れんが 共用会議室		山本・波床法律事務所弁護士 波床昌則 赤れんが 共用会議室		
11	水	10:00 【講義等】 事実認定（証拠の評価等）についての演習・講義	12:30	14:00 【講義】「日本の刑事手続き、司法研修所等について」 【演習】総合発表準備	17:00	
		山本・波床法律事務所弁護士 波床昌則 赤れんが 共用会議室		ICD教官 野瀬憲範 赤れんが 共用会議室		
11	木	10:00 【演習】 事実認定（証拠の評価等）についての起案	12:15	13:15 所長主催 意見交換会	14:00 【演習】 事実認定（証拠の評価等）についての起案	17:00
		赤れんが 共用会議室		法曹会館	赤れんが 共用会議室	
11	金	10:00 【講義】 知的財産高等裁判所について	12:30	14:00 【訪問】 知的財産高等裁判所	16:40	
		法務総合研究所総務企画部教官 間明宏充 赤れんが 共用会議室			知的財産高等裁判所	
11	土					
11	日					
11	月	9:40 【訪問】 東京地方裁判所（刑事部）	12:00	14:15 【訪問】 司法研修所（一部）、裁判所職員総合研修所	16:25	
			東京地方裁判所		司法研修所、裁判所職員総合研修所	
12	火	10:00 【講義】模擬裁判の説明 【演習】総合発表準備	12:00	14:00 【訪問／演習】 模擬裁判	17:00	
		ICD教官 野瀬憲範 赤れんが 共用会議室			法務総合研究所浦安センター	
12	水	10:00 【講義／演習】 事実認定（証拠の評価等）についての講評	12:30	14:00 【講義／演習】 事実認定（証拠の評価等）についての講評	17:00	
		山本・波床法律事務所弁護士 波床昌則 赤れんが 共用会議室		山本・波床法律事務所弁護士 波床昌則 赤れんが 共用会議室		
12	木	10:00 【講義／演習】 模擬講義	12:30	14:00 【講義／演習】 模擬講義	17:00	
		中央大学法科大学院教授 高橋直哉 赤れんが 共用会議室		中央大学法科大学院教授 高橋直哉 赤れんが 共用会議室		
12	金	10:00 【発表／総括質疑応答】 ミャンマー側からの総合発表・総括質疑応答	12:30	14:00 【評価会／修了式】		
			赤れんが 第5教室	赤れんが 第5教室		
12	土	移動日				